

## 5 G 基地局設置支援のための県公有財産活用方針

令和 4 年 4 月 1 5 日  
企 画 部

第 5 世代移動通信システム（以下、「5 G」という。）は、「高速大容量」、「超低遅延」及び「多数同時接続」の特長がある一方、電波が届くエリアが狭いことから、従来の移動通信システム（4 G 等）に比べて、より多くの特定基地局（以下、「基地局」という。）を必要とし、基地局の親局に当たる高度特定基地局の令和 6 年度末基盤展開率 50% 以上を目標に、県内でも令和 2 年 3 月から高度特定基地局及び基地局の整備が進められている。

令和 3 年 12 月、国（総務省）は、デジタル田園都市構想実現のため、国内通信事業者に対し、5 G 基地局整備を加速化し、人口カバー率を向上するよう通知しており、本県の人口密度が低い離島や過疎地域における基地局整備の遅れが懸念されることから、本県での基地局設置支援の取組の一つとして、県公有財産活用方針を以下のとおり定める。

### 1. 取組概要

#### (1) 公有財産活用の必要性

本県では、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（案）の中で、海洋島しょ圏の新たなインフラとして、5 Gをはじめ、次世代の情報通信基盤の構築に向けて、民間事業者等と連携し、取り組むこととしており、県内通信事業者から県有資産利用の開放、利用手段の簡素化等の制度導入の要望もあることから、離島や過疎地域を含む県内における基地局設置を促進するため、県公有財産を有効活用する必要がある。

#### (2) 沖縄県 5 G 等基地局設置支援ワンストップ窓口の設置

活用可能な県の公有財産情報を収集・公開し、基地局設置を希望する電気通信事業者と公有財産所管課との仲介を行うことで、県公有財産を有効活用し、離島を含む県内における 5 G 等（4 G を含む。以下同じ。）の基地局設置を促進するため、沖縄県企画部情報基盤整備課に沖縄県 5 G 等基地局設置支援ワンストップ窓口（以下、「窓口」という。）を設置する。

#### (3) 本取組の対象

##### ア 公有財産

公有財産（地方自治法 237 条第 1 項）及び固定資産（沖縄県企業局固定資産管理規程第 2 条、沖縄県病院事業局固定資産管理規程第 2 条）の土地、建物及び工作物とする。

##### イ 公有財産所管課

沖縄県公有財産規則第 2 条に定める課等、沖縄県企業局固定資産管理規程第 2 条に定める本庁及び出先機関並びに沖縄県病院事業局財務規程第 2 条に定める本庁及び病院とする。

##### ウ 電気通信事業者

総務省から特定基地局開設計画の認定を受け、県内において 5 G 等基地局設置を行う電気通信事業者とする。

## 2. 取組方策

### (1) 窓口の取組

- ア 窓口は、公有財産所管課から外部公開及び活用可能な公有財産情報を収集し、公開用リストを作成後、窓口ホームページに掲載する。
- イ 窓口は、公開した県の公有財産に5G等基地局設置を検討する電気通信事業者と公有財産所管課との連絡調整等の対応を行う。
- ウ 窓口は、事務処理状況を取り纏め、窓口ホームページに掲載する。
- エ 窓口は、事務処理状況を分析し、離島や過疎地域への基地局設置が促進されるよう、必要に応じて関係部署等と調整し、効果的な対策を講じる。

### (2) 公有財産所管課の取組

- ア 公有財産所管課は、窓口の依頼に応じて、外部公開及び活用可能な公有財産情報を提供し、窓口を介して、電気通信事業者からの照会や現地調査の日程調整等の対応を行う。
- イ 公有財産所管課は、基地局を設置させるため、公有財産の目的外使用許可又は貸付等を行うこととなる場合、窓口を介さず、公有財産関係規程に基づき、電気通信事業者と直接手続を行う。

### (3) 電気通信事業者の取組

- ア 電気通信事業者は、初めて窓口へ照会申請を行う場合、窓口に対し、特定基地局開設計画の認定を受けていることを証明する。
- イ 電気通信事業者は、窓口を介して基地局設置を希望する公有財産について内容照会申請や現地調査申請等を行う。
- ウ 電気通信事業者は、窓口の利用により基地局を設置した場合、窓口を設置状況の報告を行う。

## 3. その他

本方針に規定する他、窓口運営に要する事務処理等については別に定める。